

**令和8年度
文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業
総合評価基準**

**令和8年6月
文化庁文化経済・国際課**

本資料は、文化庁が調達する令和8年度文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格（税抜）を予定価格（税抜）で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、本委託事業を審査するための審査委員会を設置し、別冊の仕様書、別紙1の評価項目及び得点配分基準及び別紙2の加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が文部科学省としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査委員会において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3 得点配分

区分	価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格の評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。
 - ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
 - ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。
- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

別紙 1

令和 8 年度文化芸術団体の自律的・持続的運営促進事業に係る評価項目及び得点配分基準

* : 必須の項目 ● : 価格と同等に評価できない項目

分類	評価項目及び評価基準	基礎点	加点
	① 業務の実施方針 [50点]	22	28
	1-1 業務内容全体の妥当性、独創性	6	8
●	<ul style="list-style-type: none"> * 1-1-1 仕様書記載の業務内容について全て提案されていること。 * 1-1-2 業務内容が具体的でかつ妥当であること。〔具体性及び妥当性が高ければ加点する。〕 * 1-1-3 業務の実実施計画・手順・人員・経費等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔実施計画・手順等が効率的であれば加点する。〕 1-1-4 本仕様書に示した内容以外の独自の提案で効果的と考えられるものや、事業終了後の展開も見据えた有意義な提案がされていれば加点する。 	2 2 2	3 3
	1-2 3(1) 国のアーツカウンシル機能の強化に向けた全体設計や実装化支援に関する明確性、妥当性、独創性	8	10
●	<ul style="list-style-type: none"> * 1-2-1 業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。 * 1-2-2 日本芸術文化振興会へのアーツカウンシル機能実装化のために分析・検討を行う事項が、具体的でかつ妥当であること。〔具体性及び妥当性が高ければ加点する。〕 * 1-2-3 日本芸術文化振興会と適切に連携し、現実的かつ実行可能性を高めるための内容が提案されていること。〔当該内容の具体性及び妥当性が高ければ加点する。〕 1-2-4 上記のほか、本事業によるこれまでの取組実績及び文化芸術振興の全体像を見据えた上で、事業成果を高めるための工夫があれば内容に応じて加点する。 	2 3 3	4 4
	1-3 3(2) 多様な資金調達モデルの形成支援及び周知・普及業務に関する明確性、妥当性、独創性	8	10
●	<ul style="list-style-type: none"> * 1-3-1 業務の実施手法が明確に示されており、妥当であること。〔効率的・効果的な運営を行うための工夫がなされていれば加点する。〕 * 1-3-2 調査対象の文化芸術団体の選定基準及び選定方法が明確に示されており、妥当であること。 * 1-3-3 調査手法が明確に示されており、妥当であること。〔調査手法に業務成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。〕 1-3-4 調査方法に、調査結果の正確性を担保するための工夫があれば加点する。 	2 3 3	4 4
	② 組織の経験・能力 [27点]	18	11
	2-1 組織の類似業務に関する適格性	10	6
	<ul style="list-style-type: none"> * 2-1-1 我が国の文化芸術団体の運営支援に関する専門的知見を有していること。 2-1-2 我が国の文化芸術振興を目的とした調査・研究及び政策提案に関する実績及び専門的知見を有していること。 2-1-3 アーツカウンシル機能に係る類似業務の実績及び専門的知見を有している場合には、内容に応じて加点する。 	5 5	3 3
	2-2 組織の実証実施能力	8	3
	<ul style="list-style-type: none"> * 2-2-1 事業を遂行するために必要な専門性・経験を有する人員が確保されており、円滑な業務実施が可能となる体制が組まれていること。 2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。 * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。 	4 4	3

2-3 実証業務に当たってのバックアップ体制		2
2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。		2
③ 業務従事予定者の経験・能力 [13点]		5 6
3-1 業務従事予定者の適格性	5	6
* 3-1-1 2-1-1 及び 2-1-2 の内容に関する専門的知見を有していること〔専門的知見の内容に応じて加点する。〕	5	3
3-1-2 アーツカウンシル機能に係る類似業務の実績及び専門的知見を有している場合には、内容に応じて加点する。		3
④ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 [5点]		5
4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組		5
以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る） ○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）又は一般事業主行動計画策定（令和7年4月1日以降の基準） ○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定		5
⑤ 賃上げを実施する企業に関する指標 [5点]		5
5-1 賃上げの表明		5
以下のいずれかを表明していれば加点する（いずれかを応募者が選択するものとする）。 5-1-1 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。 ※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。		5
合 計 [100点]	45	55

※ この例では 価格点：技術点＝50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の得点が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出すること。